

空調用 A 小売契約

令和元年 1 0 月 1 日実施
大和ガス株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	3
7. 料 金	3
8. 単位料金の調整	4
9. 需要契約の補償料	5
10. 名義の変更	6
11. 契約の変更または解消	7
12. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料	7
13. 本支管工事費の精算	7
14. 緊急調整時の措置	8
15. そ の 他	8

付 則

1. 実施の期日	8
2. この選択約款の揭示	8
3. この選択約款の実施に伴う切替措置	8

(別 表)

1. 早収料金の算定方法	9
2. 料金表 1	10
3. 料金表 2	10
4. 料金表 3	11

1. 目 的

この選択約款は、お客さまの負荷調整を推進しつつ当社の供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の空調用A小売契約によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「契約使用可能量」とは、空調用熱源機の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます（小数点以下切捨て）但し1 m³未満の場合は1 m³とします。
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければならない量をいいます。
- (5) 「夏期」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月

検針日の翌日から 11 月検針日まで) までの 8 か月の期間をいい、「冬期」とは、12 月使用分 (11 月検針日の翌日から 12 月検針日まで) から 3 月使用分 (2 月検針日の翌日から 3 月検針日まで) までの 4 か月の期間をいいます。

(6) 「最大需要期」とは、1 月使用分 (12 月検針日の翌日から 1 月検針日まで) から 4 月使用分 (3 月検針日の翌日から 4 月検針日まで) までの 4 か月の期間をいいます。

(7) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します (小数点以下切捨て)。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約年間使用量}}{\text{最大需要期の契約月別使用量の合計} \times 3} \times 100$$

(8) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(9) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては 10 % といたします。

(10) 「単位料金」とは、8 に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) 空調用熱源機のエネルギー源としてのガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。
- (2) 設置する空調用熱源機の使用予定にもとづいて契約使用可能量および契約月別使用量を定めることができる需要であること。
- (3) 契約年間使用量が契約使用可能量の 600 倍 (小数点以下切捨て) 以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の 70 パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が 70 パーセント以上であること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合は、一般需要に先立って緊急調整 (供給の制限または中止) に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた空調用 A 小売契約第一種、空調用 A 小売契約第二種または空調用 A 小売契約第三種のいずれかを当社と契約していただきます。

(2) お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社は空調用熱源機の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

①契約使用可能量

②契約年間使用量

③契約年間引取量

④契約月別使用量

(3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金として支払っていただきます。

なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2) 当社は、空調用A小売契約第一種には別表2の料金表1を、空調用A小売契約第二種には別表3の料金表2を空調用A小売契約第三種には別表4の料金表3を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

(3) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（1＋消費税率）

（1円未満端数切捨て）

(5) お客さまの都合により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)にもとづく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。
なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(4)のとおりといたします。

(算 式)

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
＝基準単位料金＋0.081円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
＝基準単位料金－0.081円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格(トン当たり)
68,960円
- ② 平均原料価格(トン当たり)

別表の1(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

$$\begin{aligned} & \text{平均原料価格} \\ &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9783 \\ &+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0232 \end{aligned}$$

(備 考)

・ トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社ホームページに掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、使用可能量倍率未達補償料、年間負荷率未達補償料および契約年間引取量未達補償料とし、当社は、当該補償料を、原則として、それぞれの未達が発生した翌月に申し受けるものといたします。

ただし、次の(1)および(2)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

尚、補償料に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

$$\text{補償料に含まれる消費税等相当額} = \text{補償料} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

(1円未満端数切捨て)

(1) 使用可能量倍率未達補償料

お客さまの年間実績使用量が、契約使用可能量の600倍未満（小数点以下切捨て）の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、使用可能量倍率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{使用可能量倍率未達補償料} = \left[\left(\text{契約使用可能量の600倍に相当する年間使用量} \right) - \left(\text{実績年間使用量} \right) \right] \times \left(\text{契約種別のガス需給契約に定める契約月別使用量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点第3位以下を四捨五入した額} \times 1.1 \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量にガス小売供給約款に定める料金を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額をこえない範囲で算定するものといたします。

(2) 年間負荷率未達補償料

お客さまの実績年間負荷率〔実績年間使用量／（最大需要期の実績月別使用量の合計×3）×100をいいます。（小数点以下切捨て）〕が70パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left(\left[\begin{array}{c} \text{負荷率 70 パーセントに相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right) \times \left[\begin{array}{c} \text{契約種別のガス需給契約に定め} \\ \text{る契約月別使用量に各月の単位} \\ \text{料金を乗じたものの合計額を契} \\ \text{約年間使用量で除し、小数点第} \\ \text{3 位以下を四捨五入した金額} \\ \times 1.1 \end{array} \right]$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量にガス小売供給約款に定める料金を適用して算定される早収料金総額の 103 パーセントに相当する額をこえない範囲で算定するものいたします。

(備 考)

負荷率 70 パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の月別使用量の合計に 0.70 を乗じ、その量を 3 倍した量といたします。

(3) 契約年間引取量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

$$\text{契約年間引取量未達補償料} = \left(\left[\begin{array}{c} \text{契約年間} \\ \text{引取量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right) \times \left[\begin{array}{c} \text{契約種別のガス需給契約に定める契約} \\ \text{月別使用量に各月の単位料金を乗じた} \\ \text{ものの合計額を契約年間使用量で除} \\ \text{し、小数点第 3 位以下を四捨五入した} \\ \text{額} \end{array} \right]$$

10. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

1 1. 契約の変更または解消

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、もしくは2 (2) によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客様に契約違反があった場合 (4. の適用条件を満たさなくなった場合及び9. の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む) には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

1 2. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、11(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは11(2)の規定によるものでお客様の契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消補償料を申し受けます。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left(\begin{array}{c} \text{解消日の翌月から契約} \\ \text{終了月までの残存月数} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{契約種別の基本料金} \\ \text{相当額} \end{array} \right)$$

- (2) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約使用可能量をそれまでの契約使用可能量より減少する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left(\begin{array}{c} \text{前契約の1か月あ} \\ \text{たりの基本料金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{新契約の1} \\ \text{か月あたり} \\ \text{の基本料金} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{解消日の翌月から前契約} \\ \text{終了月までの残存月数} \end{array} \right)$$

1 3. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

14. 緊急時調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表1、料金表2、または料金表3の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、9の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

$$(1) \quad \begin{array}{l} \text{定額基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \left(\begin{array}{c} \text{定額基本} \\ \text{料 金} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{調整時間} \\ \text{当該月の時間数} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{1時間あたりの平均調整量} \\ \text{契約使用可能量} \end{array} \right)$$

$$(2) \quad \begin{array}{l} \text{流量基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \left(\begin{array}{c} \text{流量基本} \\ \text{料金単価} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{契約使用} \\ \text{可能量} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{調整時間} \\ \text{当該月の時間数} \end{array} \right) \\ \times \left(\begin{array}{c} \text{1時間あたりの平均調整量} \\ \text{契約使用可能量} \end{array} \right)$$

15. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

令和元年10月1日から実施いたします。

2. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後のガス空調用A小売契約の内容及びその効力発生時期を周知します。

3. この選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、この小売約款の実施前のガス空調用A小売契約に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表1（空調用A小売契約第1種）

（1）定額基本料金

1 か 月 に つ き	40,700.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-------------------------------

（2）流量基本料金

	夏 期	冬 期
1 立方メートルにつき	1,938.10円 (消費税等相当額を含みます。)	1,938.10円 (消費税等相当額を含みます。)

（3）基準単位料金

	夏 期	冬 期
1 立方メートルにつき	68.98円 (消費税等相当額を含みます。)	68.98円 (消費税等相当額を含みます。)

（4）調整単位料金

（3）の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

3. 料金表2（空調用A小売契約第2種）

（1）定額基本料金

1 か 月 に つ き	11,000.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-------------------------------

(2)流量基本料金

	夏 期	冬 期
1 立方メートルにつき	1,901.43円 (消費税等相当額を含みます。)	1,901.43円 (消費税等相当額を含みます。)

(3)基準単位料金

	夏 期	冬 期
1 立方メートルにつき	80.09円 (消費税等相当額を含みます。)	80.09円 (消費税等相当額を含みます。)

(4)調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

4. 料金表3 (空調用A小売契約第3種)

(1)定額基本料金

1 か 月 に つ き	3,300.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------

(2)流量基本料金(1立方メートルにつき)

	夏 期	冬 期
1 立方メートルにつき	1,650.00円 (消費税等相当額を含みます。)	1,650.00円 (消費税等相当額を含みます。)

(3) 基準単位料金

	夏 期	冬 期
1 立方メートルにつき	89.17 円 (消費税等相当額を含みます。)	89.17 円 (消費税等相当額を含みます。)

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。